

東京都関係社会福祉法人本部、施設・事業所あて発行しております。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.91 平成23年6月19日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

保育所運営費、措置費、介護報酬、自立支援給付費からの東日本大災害被災地への災害義援金の支出の特例について

従前は、当相談室では、以下の見解をお示しさせていただいているところです。

「社会福祉法人の公益性・公共性は、自らの活動そのものによって達成されるべきもので、義援金をどれほど多く提供したか否かによって評価されるものではありません。

社会福祉法人を巡る、税務上の恩典は、マネーロンダリングに活用されないことが制度的に担保されていることによって得られています。

したがって、義援金の出捐行為は法人において想定されるものではなく、あくまでも個人の判断によるものであることで、その取り纏めを法人が行うことは可能であっても支出行為の主体者とはなり得ません。

なお、財源による規制として、介護保険給付、自立支援給付、保育所運営費及び措置費に関しては基本的に当該施設の運営に関して使用するのが原則であり、弾力運用通知において認められる限りの流用が可能とされており、その中で広範な流用の余地を認めている介護保険給付、自立支援給付においても明言を以て法人外への支出を認めていません。」

しかしながら、このたび以下の通知が発出されました。

事務連絡

平成23年4月7日

各都道府県・指定都市・中核市保育担当部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東北地方太平洋沖地震により被災したよう支援者への対応等についてお示した「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(平成23年3月11日雇児総発第1号・社援総発第1号・障企発第1号・老総発第1号)を補足するため、平成23年3月25日付事務連絡により、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」(以下Q&A)を発出したところです。今般、保育所運営費からの災害義援金の支払いについて、Q&Aに追加(質問23)しましたので連絡いたします。また、このほかにも疑問等があれば、随時御照会くださいますようお願いいたします。

保育所に係る「東日本大震災」Q&A 4月7日時点

Q 保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。

A 通常では「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する用途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとする。災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。なお、今般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。

事務連絡
平成23年4月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

このたびの東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、東日本大震災に係る寄付金(義援金)の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。つきましては、管下市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしくお願いします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

これをうけ、本相談室では、東京都監査指導部指導調整課指導調整係に照会をしたところ以下のQ&Aとなりましたことをお知らせします。

Q1 保育所運営費、介護報酬以外の措置費、自立支援給付費についても同様に当年度の収入から義援金を支出して差し支えないのか。

A 保育所運営費については、平成23年4月25日付福保子保第179号少子社会対策部保育支援課通知「保育所に係る「東日本大震災」Q&Aの追加と保育所運営費から災害義捐金を支出する場合の都の取扱いについて」(以下、179号通知という)に基づく取扱をすること。

また、介護報酬については、上記国通知に基づく取扱をすること。

なお、介護報酬以外の措置費及び自立支援給付費については支出することは出来ない。

Q2 いくつかの要件を以下の対応により進めてよいか。

求められている要件		左に対応する方法
保育所	介護報酬	
「法人運営に支障を来さず」	「運営に支障を及ぼす」	当該法人及び事業所の運営状況に応じて判断すること。
	「当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと」	寄付用途を指定し、東京都共同募金会に寄附することで左の疑念が生じない考える。 また、老施協や全社協等の関連団体が募集している場合に対する寄附についても左の疑念が生じない考える。
「理事長の専決規定の範囲内」とは	「意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでない」	経理規程に規定する支出予算の流用又は予備費の使用を事務雑費にて支出する。理事長はその理由と金額を理事会に報告することとする。
「被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう」		寄附用途を指定し、東京都共同募金会を通じて被災地へ寄附することで左が可能と考える。
「所轄庁に協議を行った上で」	「当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること」	介護報酬については、国通知のとおり所轄庁に協議すること。 また、保育所運営費については、179号通知に基づく取扱をすれば協議は不要とする。

相談室注：「179号通知」は東社協ホームページ⇒経営相談クリックにて掲示しておりますので参照してください。